

# 臨時株主総会招集ご通知

---

## 開催日時

2026年2月10日（火曜日）午前10時

## 目 次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3

## 開催場所

広島県府中市高木町1166番地  
ヤスハラケミカル株式会社 本社事務所 3階

## 議 案

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

証券コード 4957  
2026年1月26日  
(電子提供措置の開始日 2026年1月19日)

株主のみなさまへ

広島県府中市高木町1071番地  
**ヤスハラケミカル株式会社**  
代表取締役社長 安原禎二

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



【当社ウェブサイト】

<https://www.yschem.co.jp/ir/shareholders/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/4957/25325684/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年2月9日（月曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月10日（火曜日）午前10時

2. 場 所 広島県府中市高木町1166番地

ヤスハラケミカル株式会社 本社事務所3階

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権行使についてのご案内

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本臨時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 株式併合の件

本議案は、YAHOO株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果を受け、当社の株主を公開買付者、ワイエス興産有限会社（以下「ワイエス興産」といいます。）及び安原禎二氏のみとするため、2026年3月10日を効力発生日として、当社株式について1,186,560株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

##### 1. 株式併合の目的及び理由

当社が2025年10月31日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場へ上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注1）を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年11月4日から2025年12月16日までを買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。

- （注1）「本不応募合意株式」とは、ワイエス興産（所有株式数：1,237,032株、所有割合（注2）：13.63%）、安原禎二氏（所有株式数：1,186,560株、所有割合：13.07%）、沖津妙子氏（所有株式数：466,178株、所有割合：5.14%）、沖津弘之氏（所有株式数：145,820株、所有割合：1.61%）及び原田桂子氏（所有株式数：139,230株、所有割合：1.53%）（以下、総称して「本不応募合意株主」といいます。）が公開買付者との間で、本公開買付けに応募しない旨を合意した、それぞれが所有する当社株式の合計3,174,820株（所有割合：合計34.98%）をいいます。
- （注2）「所有割合」とは、当社が2025年10月31日付で公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（10,839,663株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,763,993株）を控除した株式数（9,075,670株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

そして、当社が2025年12月17日付で公表した「YAHOO株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」（以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、本公開買付けが成立した結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年12月23日付で、公開買付者は当社株式5,209,782株（所有割合：57.40%）を所有するに至りました。な

お、同時点の本不応募合意株主が所有する当社株式は3,174,820株（所有割合：34.98%）であり、公開買付者と本不応募合意株主が所有する当社株式は合計8,384,602株（所有割合：92.39%）となります。

本意見表明プレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社は、2025年7月17日に当社の代表取締役社長かつ当社の第二位株主である安原禎二氏より、公開買付者による当社株式の非公開化を行うことについて、法的拘束力を伴わない初期的な提案書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領し、同日より本取引の実行の是非に関して安原禎二氏との間で協議・交渉を開始しました。

その後、当社は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項）」の

「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公司買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、本公司買付けの実施を決定するに至る当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年7月31日開催の当社取締役会において、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を決議いたしました。

また、本取引の内容等を踏まえ、独立性及び専門性・実績等を検討の上、同日開催の当社取締役会において、安原禎二氏、新井隆太郎氏、原田桂子氏（以下、総称して「安原禎二氏ら」といいます。）及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、安原禎二氏ら及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、それぞれ本特別委員会の承認を得られることを条件として選任いたしました。

その後、2025年8月6日開催の本特別委員会において、安原禎二氏ら及び当社からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての山田コンサルの選任、並びにリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任をそれぞれ承認しております。

上記体制の下、当社は、本特別委員会との間で事前に交渉方針を相談・検討するとともに、公開買付者から本取引の条件について提案を受けたとき等の交渉上重要な局面における本特別委員会による具体的な提案金額や提案理由等についての意見、指示、要請等を受けて、山田コンサル及び西村あさひの助言を受けながら、本意向表明書に記載された本取引の目的を含む本公司買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、2025年10月1日から2025年10月30日までの間、安原禎二氏及び公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねた上で、本取引の実行の是非及び取引条件に関して検討してまいりました。

また、本公司買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公司買付価格」といいます。）については、当社は2025年10月1日に安原禎二氏から本公司買付価格を1,170円とする旨の提案を受けて以降、安原禎二氏及び公開買付者との間で協議・検討を重ね

てまいりました。

具体的には、当社は、安原禎二氏から、2025年10月1日、当社が2026年3月期において1株当たり金6円00銭で2026年3月期の中間配当を行い、かつ、本公開買付けの成立を条件に、2026年3月期の当社配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,170円（2025年9月30日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値911円に対して28.43%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値918円に対して27.45%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値863円に対して35.57%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値857円に対して36.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、当社が「2026年3月期業績予想に関するお知らせ」（以下「業績予想に関するお知らせ」といいます。）を公表した2025年9月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値960円に対して21.88%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値897円に対して30.43%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値850円に対して37.65%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値859円に対して36.20%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする旨の提案を受けました。

当該提案に対して、本特別委員会は、2025年10月2日開催の第8回特別委員会において、当該提案価格を本特別委員会において検討した結果、当該提案価格は、山田コンサルによる当社の株式価値算定結果及び本取引と同様に非公開化を前提としたマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）における公開買付けの他事例のプレミアム水準等を踏まえると、当社の一般株主の利益に配慮された金額とは到底言えないとの結論に至り、当社は、2025年10月2日、安原禎二氏に対して、本特別委員会の意見も踏まえ、本公開買付価格の引き上げ要請をいたしました。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

その後、当社は、安原禎二氏から、2025年10月7日、本公開買付価格を1,250円（2025年10月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,093円に対して14.36%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値936円に対して33.55%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値874円に対して43.02%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値856円に対して46.03%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、当社が「業績予想に関するお知らせ」を公表した2025年9月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値960円に対して30.21%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値897円に対して39.35%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値850円に対して47.06%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値859円に対して45.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする旨の提案を受けました。

当該提案に対して、本特別委員会は、2025年10月8日開催の第9回特別委員会において検討した結果、当該提案価格は、山田コンサルによる当社の株式価値算定結果及び本取引と同様に非公開化を前提としたマネジメント・バイアウト（MBO）における公開買付けの他事例のプレミアム水準等を踏まえると、当社の一般株主の利益に配慮された金額とは未だ到底言えな

いとの結論に至り、当社は、2025年10月9日、安原禎二氏に対して、本特別委員会の意見も踏まえ、本公開買付価格の引き上げの再度の要請に加え、当社の上場来の市場株価の推移との関係やプレミアム水準についての説明及び価格算定時の考慮要素の具体的な内容についての説明を要請しました。その後、当社は、安原禎二氏から、2025年10月14日、本公開買付価格を1,305円（2025年10月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,042円に対して25.24%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値965円に対して35.23%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値891円に対して46.46%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値865円に対して50.87%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、当社が「業績予想に関するお知らせ」を公表した2025年9月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値960円に対して35.94%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値897円に対して45.48%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値850円に対して53.53%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値859円に対して51.92%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする旨の提案に加え、本公開買付価格は、当社の上場来の株価推移において、2006年1月31日に記録した取引時間終了時の終値の最高値1,165円及び2025年10月7日に記録した取引時間中最高値である1,240円を上回っていることから、貴社の全ての株主に対して、投資簿価を上回る売却機会を提供することになること及び経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を公表した2019年6月28日以降2025年10月10日までに公表され、成立した非公開化を目的としたマネジメント・バイアウト（MBO）における公開買付けの他事例におけるプレミアムの平均値と比較しても、本公開買付価格は過去3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準は決して遜色のない水準である旨の説明を受けました。

当該提案に対して、本特別委員会は、2025年10月15日開催の第10回特別委員会において検討した結果、当該提案価格は、当該提案価格を前提とした場合の過去3ヶ月間及び6ヶ月間の当社株式の終値単純平均値に対するプレミアム水準は、非公開化を目的とした過去のマネジメント・バイアウト（MBO）における公開買付けの他事例におけるプレミアムの平均値と比較して遜色がないものの、仮に今後当社の市場株価が、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月30日まで、2025年10月10日時点の終値と同水準で推移した場合には、当社株式の過去3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムが、非公開化を目的とした過去のマネジメント・バイアウト（MBO）における公開買付けの他事例におけるプレミアムの平均値を下回る懸念があること及び当該提案価格が、当社事業計画等を基に第三者算定機関である山田コンサルがDCF法により試算した理論株価の水準を考慮するとなお上乗せの余地があると評価されることを踏まえると、当該提案価格は、当社の一般株主の利益に配慮された金額と判断するには不十分であるとの結論に至り、当社は2025年10月16日、安原禎二氏に対して、本特別委員会の意見も踏まえ、本公開買付価格の引き上げの再度の要請に加え、次回提案時点における終値及び過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準に対する説明並びに価格算定時の考慮要素の具体的な内容についての説明を要請しました。その後、当社は、安原禎二氏から、2025年10月20日、本公開買付価格を1,340円（2025年10月17日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,050円に対して27.62%、過去

1ヶ月間の終値の単純平均値990円に対して35.35%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値909円に対して47.41%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値871円に対して53.85%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、当社が「業績予想に関するお知らせ」を公表した2025年9月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値960円に対して39.58%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値897円に対して49.39%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値850円に対して57.65%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値859円に対して56.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。) とする旨の提案に加え、2025年10月17日の終値及び過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準並びに価格算定時の考慮要素の具体的な内容について、政治・経済に関し株式市場全体が注目する出来事が多数生じ、日下株価上昇局面にある中においては、短期的な株価の変動ではなく、より長期の株価推移を踏まえた上で価格を評価すべきと考えている旨の説明を受けました。

当該提案に対して、本特別委員会は、2025年10月21日開催の第11回特別委員会において、当該提案価格を慎重に検討した結果、山田コンサルがDCF法により試算した理論株価の水準を考慮すると当該提案価格についてなお上乗せの余地があると評価されることを踏まえると、当該提案価格は、当社の一般株主の利益に配慮された金額と判断するには不十分であることに加え、2025年10月17日における終値及び過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準が、非公開化を目的とした過去のマネジメント・バイアウト(MBO)における公開買付けの他事例におけるプレミアムの平均値を下回ることに対する説明として不十分であるとの結論に至りました。当社は、特別委員会の意見も踏まえ、2025年10月22日、安原禎二氏に対して、本公開買付価格の引き上げの再度の要請に加え、市場株価に対するプレミアム水準について、一般株主の利益の観点からどのように評価しているか、及び評価理由について追加の説明を要請しました。その後、当社は、安原禎二氏から、2025年10月23日、本公開買付価格を1,375円(2025年10月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,084円に対して26.85%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,011円に対して36.00%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値921円に対して49.29%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値875円に対して57.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、当社が

「業績予想に関するお知らせ」を公表した2025年9月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値960円に対して43.23%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値897円に対して53.29%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値850円に対して61.76%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値859円に対して60.07%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。) とする旨の提案に加え、当該提案価格について、(i) 公表日の前営業日の終値及び過去1ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムに着目した場合、当該提案価格に付されているプレミアムは、本取引と同様に非公開化を前提としたマネジメント・バイアウト(MBO)における公開買付けの他事例のプレミアム水準を下回るもの、当社の株主構成や市場における取引状況を踏まえると、足元で観測されている当社株式の市場株価の上昇は、必ずしも当社株式の本源的価値を反映したものであるとは言えない旨、(ii) 当該提案価格は2025年6月30日時点の当社の簿価純資産額から算出した1株当たりの純資産額を下回るものの、簿価純資産額はあくまで理論値的な清算価値を示すものにすぎず、事業の清算に伴うコスト等が存在することを踏ま

えると、実質的な1株当たりの純資産額は956円となることから、当該提案価格は、当社株式に対し、清算価値を大きく上回る価格での売却機会を提供するものである旨の説明を受けました。

当該提案に対して、本特別委員会は、2025年10月24日開催の第12回特別委員会において、当該提案価格を慎重に検討した結果、当社の第三者算定機関である山田コンサルによる株式価値算定結果を踏まえ、当社の本源的価値を勘案すると、当社の一般株主利益に最大限配慮するために、更なる増額の余地があるとの結論に至りました。当社は、本特別委員会の意見も踏まえ、2025年10月27日、安原禎二氏に対して、本公開買付価格の引き上げの再度の検討の要請に加え、安原禎二氏が取得した第三者算定機関による当社の清算価値の算定に関する資料及び公開買付けに要する資金の金融機関からの融資の条件に関する資料の提示を要請しました。その後、当社は、安原禎二氏から、2025年10月27日、清算価値の考え方及び金融機関からの調達条件を内容とする補足資料の提示を受けるとともに、2025年10月29日、提示可能な最大限の価格として、本公開買付価格を1,380円（2025年10月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,060円に対して30.19%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,032円に対して33.72%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値936円に対して47.44%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値881円に対して56.64%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、当社が「業績予想に関するお知らせ」を公表した2025年9月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値960円に対して43.75%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値897円に対して53.85%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値850円に対して62.35%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値859円に対して60.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする旨の提案を受けました。

本特別委員会は、2025年10月30日開催の第13回特別委員会において、当該提案価格を慎重に検討した結果、当社一般株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断しました。当社は、当委員会の意見も踏まえ、同日、最終的な意思決定は当委員会の答申を踏まえた上で2025年10月31日開催の当社取締役会決議を経てなされるという前提の下、2025年10月30日時点における当社の意見として本公開買付価格を1,380円とすることを受諾する旨を回答しました。

さらに、当社は、西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年10月30日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項）」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。また、当社は、山田コンサルから、2025年10月30日付で当社株式に係る株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）の提供を受けております（当社算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに

に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。)。

その上で、当社は、西村あさひから受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言及び山田コンサルから取得した当社算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公司買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

当社としては、当社のビジネス領域においては、石油系大手企業との厳しい競争環境に加えて、主要原材料であるテルペン類の調達価格が、当社ではコントロールが困難な多数の外部要因により大きく左右される事業構造となっており、原材料供給との関係で、テルペン類の主要調達国における産業構造的課題及び経済情勢の変動が直接的な影響を及ぼしていると認識しております。また、需要構造の変化や産業構造の停滞、気候変動により、テルペン類や主要原材料であるオレンジ油の供給量が減少しており、テルペン類の調達環境は年々厳しさを増していくと認識しております。さらに、地政学的リスクやエネルギー価格の高騰、及び円安進行が、原材料の価格上昇を招き、製造コストの継続的な増加要因となっており、他業界との調達競争も激化していることから、安定的かつ有利な条件での原材料確保は一層困難な状況にあると認識しております。

このような事業環境の急速な変化に加え、テルペン樹脂・化成品は競争の激しい素材ビジネスであり、需要の増加が見込まれる一方で、顧客ニーズは製品の量、提供の速さ及び製品の安さに収斂しており、生産能力が高い大手企業等との厳しい価格競争等の課題が存在すると認識しております。また、最終製品の技術進化や需要動向の変化が年々激しさを増しており、厳しい市場環境を勝ち抜くためには、多様化かつ高度化する顧客ニーズへの迅速な対応が求められている状況にあると認識しております。加えて、当社は海外展開への遅れがあると認識しております。

当社は、かかる認識のもと、一括調達や、調達地域の分散、備蓄量を勘案した調達等を行う等してテルペン類の仕入価格の変動リスクに備え、顧客ニーズに応えるために柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築し、直近の業績を堅調に推移させてきました。また、海外展開についても取り組みを開始しております。しかしながら、当社が保有している原材料の数量は減少が進む一方で、原材料別の仕入単価は上昇傾向にあり、当社としては、直近の利益水準を中長期的に持続させることは難しいと考えております。また、多様で高度、かつ日々変化する顧客ニーズを的確に捉えた新製品の展開が不可欠であることを認識している一方で、そのために必要な営業人材の確保や、顧客ニーズに対応した新製品の研究開発を担える人材、さらには製造キャパシティ等のリソースを確保していくことは難しく、具体的な取り組みには至っておりません。さらに、近年では、化学物質製造における安全環境確保の厳格化や、海外の化学物質の安全性に関する法改正が、新製品の研究開発及び海外展開の障壁となっております。このような状況の下、当社は、顧客ニーズを的確に捉えた新製品の展開を行っていくために、人材教育に取り組み、営業人材及び研究開発を担える人材の確保を進めるとともに、地道な営業活動による顧客ニーズの把握や長期スパンの研究開発を実施し、高付加価値分野へ展開していきたいと

の考えに至りました。そのためには、短期的な利益追求よりも当社の中長期的な企業価値を実現するための研究開発と社内人材への投資が必須であり、当社は安原禎二氏らが企図している施策は、当社が認識する経営課題に対する有効な手段であって、当社の中長期的な企業価値向上を実現する上で積極的に推進していくべきものであるとの判断に至りました。

さらに、本取引の実施により、当社株式の非公開化が実現されれば、当社の創業家一族かつ現代表取締役社長として、当社の経営について最も深く理解している安原禎二氏自らが継続して経営を行うことになるところ、安原禎二氏自らのコミットメントの下に創業家の所有と経営を一致させ、柔軟かつ機動的な経営判断を行うことで、上記施策の着実な促進に加え、上場コストの削減といった効果も併せて見込まれ、これらについても、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しております。また、当社が他社では取り扱わない特異な製品群を展開する中で、安原禎二氏は当社製品に関する高い知見を有しており、安原禎二氏らが当社の意思決定の中心を担うこととは、今後の意思決定においてこれまで以上に合理的かつ迅速な判断を可能にするものであるものと理解しております。

なお、かかる取り組みによって当社がさらなる成長を実現していくためには、各事業においての経営資源を機動的に最適配分し、積極的な先行投資を推進していくことが必要不可欠であると考えておりますが、各事業の成長を加速させていくための積極的な先行投資は、短期的には、収益性の低下、キャッシュ・フローの悪化等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、その結果、当社株式の市場株価の下落を招き、当社の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えております。

そのため、当社は、当社の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、当社株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させることができ、当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断いたしました。

なお、当社が当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられます。

しかしながら、当社は、1995年の上場来、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を実施しておらず、健全な財務をもとに金融機関と良好な関係を構築していることから、引き続き間接金融を通じて企業価値向上を目指した各種施策遂行のために必要に応じた資金調達を行うことが可能と考えており、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込んでおりません。加えて、当社は50年以上にわたって、テルペン化学製品のリーディングカンパニーを自負する企業として事業を展開しており、既に確立されたブランド力や知名度、取引先からの信用力等を有しているものと理解していることから、事業基盤は、上場非上場にかかわらず盤石なものと認識しており、また非公開化後は高付加価値分野に関する研究開発と高付加価値製品の提供が中長期的なブランド力の更なる向上に資するものと認識しております。さらに、当社が非公開化することにより、人材確保に影響が生じることは考え得るもの、これまで採用活動時においては当社の健全な企業風土をはじめ、事業や製品のニッチ性及び天然物

由来製品を取り扱うことによる当社での業務を通じた環境配慮への貢献を評価し採用に応募される方々もおり、本取引が実行され当社が非上場化した場合であっても、こうした企業風土等のプラスの側面は引き続き向上していくことから、本取引が当社の人材採用に与える影響は限定的であり、非公開化のデメリットは限定的であると考えております。

そのため、当社は、2025年10月31日開催の取締役会において、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

当社は、このような協議・検討の過程において、本公開買付価格が、(a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社株式に係る算定の概要」に記載されている山田コンサルによる当社株式の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の中央値を上回っていること、(b) (i) 本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月30日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,091円に対して26.49%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,047円に対して31.81%、過去3ヶ月間の終値単純平均値944円に対して46.19%、過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して56.29%のプレミアムがそれぞれ加算されており、近時の他のマネジメント・バイアウト(MBO)における公開買付けの他事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年10月10日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたマネジメント・バイアウト(MBO)案件の事例、96件（公開買付け未実施・不成立の事例及び対象会社の賛同又は応募推薦がない事例は除外）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値に対して42.33%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.92%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.99%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して46.51%。小数点以下第三位を四捨五入。）と比較すると、公表日の前営業日の終値及び直近1ヶ月間の終値単純平均値においては必ずしも高い水準にあるとまでは言えないものの、当社株式の株価が上昇局面にあることを考慮すると、当社株式の直近の株価のみで価格を検討するよりも、より長期間の平均値を考慮して検討することは不合理と言えず、本公開買付価格のプレミアム水準は、当該各事例における直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値におけるプレミアム水準の平均値を上回っていること、及び、(ii) 当社株式の終値は本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月30日までの過去6ヶ月において880円から1,091円まで23.98%上昇している一方で、本公開買付価格は、当該期間中に記録された当社株式の上場来最高値である1,240円（2025年10月7日のザラ場）を上回っていることからも、本公開買付価格は合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c) 下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項）」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 本公開買付価格が、上記利益相反を解消するた

めの措置が取られた上で、当社と公開買付者らとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、山田コンサルによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や、西村あさひによる本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言並びに本特別委員会を通じて、本特別委員会による意見、指示、要請等を受けた上で公開買付者らとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株当たり1,170円）よりも、1株当たり210円（17.95%）引き上げられた価格で提案された価格であること、(e) 本公開買付価格が、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項）」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていることから、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して2026年3月期の期末配当を行わないことを前提とした場合においても、適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。なお、本公開買付価格は、当社の2025年9月30日現在の簿価純資産である21,837百万円を、自己株式控除後の発行済株式総数（9,075,670株）で割ることにより算出した1株当たり純資産額である2,406円（本公開買付価格は当該金額との比較で42.64%のディスカウント）を下回っているものの、当社の資産には棚卸資産や工場及び工場の土地・建物、無形固定資産などの流動性の低い事業用資産（当社の貸借対照表（2025年9月30日現在）上、資産合計（27,475百万円）に占めるそれらの資産に該当する資産（「製品」（2,829百万円）、「仕掛品」（2,841百万円）、「原材料及び貯蔵品」（5,161百万円）、「有形固定資産」（5,098百万円）及び「無形固定資産」（278百万円））の割合は59.0%）が多く含まれており、資産売却に際しての困難性や清算に伴う様々な追加コストの発生等を考慮すると、仮に当社が清算する場合においても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、所有する土地建物は本社及び工場であるところ、本社及び工場の解体及び更地化に係る建屋の取り壊し費用及び化学品を取り扱うことに伴う土壤浄化にも費用を要することに加え、機械装置については売却に伴い撤去の基礎工事に係る相当程度の追加コストが発生し、製造工程の仕掛品や製品、原材料は廃棄等を考慮すると、相当程度の毀損が見込まれます。加えて、当社の清算を行う場合、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、当社の一般株主に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されます。なお、当社においては、清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される想定の清算価値を上回っていることの確認までは行っておりません。また、純資産額は、当社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えております。

また、当社は「業績予想に関するお知らせ」において減益を見込んだ業績予想を公表しております。

りますが、当該業績予想が公表された2025年9月19日を基準日とした場合の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値は960円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値は897円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値は850円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値は859円であり、いずれも2025年10月30日を基準日とした場合の数値を下回っていることから、山田コンサルが「業績予想に関するお知らせ」公表後の2025年10月30日を基準日とする市場株価法によって株式価値を算定していることは、当該株式価値算定結果の合理性に影響を及ぼすものではないと認められます。加えて、山田コンサルがDCF法の算定の前提とした当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2026年3月期から2029年3月期までの事業計画には、「業績予想に関するお知らせ」において開示されている業績予想が織り込まれていることから、「業績予想に関するお知らせ」の公表は、DCF法による株式価値算定結果の合理性に影響を及ぼすものではないと考えております。

また、当社は2025年10月31日付で「2026年3月期第2四半期（中間期）業績予想と実績との差異に関するお知らせ」として、2026年3月期中間期の上方修正（以下「10月31日付業績予想修正」といいます。）を公表しておりますが、当該修正の理由は、為替が想定よりも円安で推移したことにより、為替差益が発生したためであり、2026年3月期通期の業績予想に変動は生じない見通しです。そのため、山田コンサルによれば、10月31日付業績予想修正の内容が、市場株価法・DCF法による株式価値算定結果に有意な影響を及ぼすことは想定されないとのことです。また、山田コンサルによれば、上記のとおり、10月31日付業績予想修正を踏まえても通期としての業績予想に変動は生じないことから、10月31日付業績予想修正の内容が、市場株価に与える影響は僅少であると想定されるため、10月31日付業績予想修正の公表は、プレミアム水準の合理性に影響を及ぼすものではないと考えられるとのことです。これを踏まえ、当社としては、10月31日付業績予想修正の公表は、株式価値算定結果の合理性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、2025年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。上記の当社取締役会の決議の詳細については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項）」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかつたことから、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社は、公開買付者の要請を受け、2026年1月9日の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者、ワイエス興産及び安原禎二氏のみとし、当社株式を非公開化するために、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（株式併合の内容）」の「(1) 併合の割合」に記載

のとおり、当社株式1,186,560株を1株に併合する株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本株式併合により、公開買付者、ワイエス興産及び安原禎二氏以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。なお、本意見表明プレスリリースにおいては、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとする目的として、本株式併合を行う旨お知らせいたしましたが、公開買付者において再度検討した結果を受けて、本株式併合後の当社の株主が、公開買付者、ワイエス興産及び安原禎二氏のみとなる割合で本株式併合を行うこととしました。

本取引の経緯の詳細につきましては、本意見表明プレスリリース及び本公開買付け結果プレスリリースをご確認ください。

## 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（株式併合の内容）

### (1) 併合の割合

当社株式1,186,560株につき1株の割合で併合いたします。

### (2) 株式の併合がその効力を生じる日（効力発生日）

2026年3月10日

### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

28株

## 3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、1,186,560株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載の経緯を経て、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び、以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

### (1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施しました。

(2) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法に関する事項

- ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者、ワイエス興産及び安原禎二氏以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月9日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である1,380円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称  
YAHOO株式会社（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行からの借入れにより賄うことを見込んでいるとのことです。当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2025年11月4日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、同日以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。以上により、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年3月中旬から同月下旬を目途に会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年4月上旬から4月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年5月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月9日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(3) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(2) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法に関する事項」の「①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月9日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,380円を乗じた金額となる予定です。当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり1,380円は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(a) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社株式に係る算定の概要」に記載されている山田コンサルによる当社株式の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の中央値を上回っていること。

(b) (i) 本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月30日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,091円に対して26.49%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,047円に対して31.81%、過去3ヶ月間の終値単純平均値944円に対して46.19%、過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して56.29%のプレミアムがそれぞれ加算されており、近時の他のマネジメント・バイアウト

(MBO)における公開買付けの他事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年10月10日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたマネジメント・バイアウト(MBO)案件の事例、96件（公開買付け未実施・不成立の事例及び対象会社の賛同又は応募推奨がない事例は除外）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値に対して42.33%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.92%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.99%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して46.51%。小数点以下第三位を四捨五入。）と比較すると、公表日の前営業日の終値及び直近1ヶ月間の終値単純平均値においては必ずしも高い水準にあるとまでは言えないものの、当社株式の株価が上昇局面にあることを考慮すると、当社株式の直近の株価のみで価格を検討するよりも、より長期間の平均値を考慮して検討することは不合理と言えず、本公開買付価格のプレミアム水準は、当該各事例における直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値におけるプレミアム水準の平均値を上回っていること、及び、(ii)当社株式の終値は本公開買付けの公表日の前営業日である2025年10月30日までの過去6ヶ月において880円から1,091円まで23.98%上昇している一方で、本公開買付価格は、当該期間中に記録された当社株式の上場来最高値である1,240円（2025年10月7日のザラ場）を上回っていることからも、本公開買付価格は合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること。

- (c) 下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (d) 本公開買付価格が、上記利益相反を解消するための措置が取られた上で、当社と公開買付者らとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、山田コンサルによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や、西村あさひによる本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言並びに本特別委員会を通じて、本特別委員会による意見、指示、要請等を受けた上で公開買付者らとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株当たり1,170円）よりも、1株当たり210円（17.95%）引き上げられた価格で提案された価格であること。
- (e) 本公開買付価格が、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていること。

以上に加えて、当社は、2025年10月31日開催の当社取締役会において、当社の意見として、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議した後、本臨時株主総会の招集を決定した2026年1月9日付の取締役会における決議時点に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

#### (4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるところ、公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ( Majority of Minority) (注4) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ( Majority of Minority) の買付予定数の下限は設定していないとのことです。

もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、マジョリティ・オブ・マイノリティ( Majority of Minority) に係る条件が設定されていないのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

(注4) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ( Majority of Minority)」とは、一般に、買収者と重要な利害関係を共通にしない株主が保有する株式の過半数の支持を得ることをM&Aの成立の前提条件とし、当該前提条件を予め公表することをいいます。

##### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うに当たり、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、安原禎二氏ら及び当社から独立した第三者算定機関として、当社のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年10月30日付で、当社算定書を

取得いたしました。なお、当社は、本「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、山田コンサルは、公開買付者、当社及び本不応募合意株主（以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。）の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

なお、本取引に係る山田コンサルに対する報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により山田コンサルを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないことから、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しております。

当社算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

## ② 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、安原禎二氏ら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、西村あさひは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

また、西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれおりません。本特別委員会は、当社が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないこと及び本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しております。

## ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

### (i) 特別委員会の設置等の経緯

当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に關

する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保し、利益相反を回避するため、特別委員会の設置をはじめとする本取引の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要があると判断し、2025年7月31日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしましたが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2025年7月17日に安原禎二氏から本意向表明書を受領して以降、安原禎二氏らから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、西村あさひの助言も得つつ、安原禎二氏らとの間で重要な利害関係を有しない当社の社外取締役の全員に対して、安原禎二氏から本意向表明書を受領した旨、並びに、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うに当たっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。また、当社は並行して西村あさひの助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、西村あさひの助言を得て、安原禎二氏らからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないことに加え、委員としての適格性を有することを確認した上で、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、神原宏尚氏（当社社外取締役監査等委員・弁護士）、前岡大氏（当社社外取締役監査等委員・公認会計士）、松本拓生氏（社外有識者・弁護士）の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました。なお、当社は当初から上記の3名を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として神原宏尚氏が就任しております。なお、本特別委員会の委員のうち、松本拓生氏は当社の役員ではありませんが、当社は、松本拓生氏が本取引と同種の案件の特別委員会の委員としての豊富な経験を有することに加え、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経験を通じて培った専門家としての豊富な経験及び知見を有する社外有識者として、本特別委員会の委員に相応しい人物であると考えております。なお、本特別委員会の委員は、その後2025年9月29日に設立された公開買付者からも独立性を有しております。

その上で、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、2025年7月31日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対して、(a) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b) 本取引の条件の公正性・妥当性、(c) 本取引の手続の公正性、(d) 本取引が当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるか、(e) 上記(a) から (d) までを踏まえて当社取締役会が本取引における本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するこ

との是非 (f) その他当社取締役会が本取引の検討に当たって適宜諮問する事項（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを嘱託いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会を、当社取締役会から独立した合議体として位置づけ、当社取締役会は、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が当社取締役会に対し、本公開買付けに賛同すべきでない、当社の株主に対する応募推奨をすべきでないと判断した場合には、当社取締役会は、これに従って、前者の場合は本公開買付けへの賛同意見の表明は行わないこと、後者の場合は当社の株主に対する応募推奨を行わないこととすることを決議しております。さらに、本特別委員会に対しては、(i) 本取引の取引条件の公正性が確保されるよう、取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行う権限、(ii) 諮問事項の検討等にあたり必要と判断した場合には、本取引に関して適切な判断を確保するために、特別委員会のアドバイザー等を選任する（なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めるができるるものとする。特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とする。）権限、(iii) 答申を行うに当たって必要となる一切の情報の収集を当社又は当社のアドバイザーに対して求める権限を付与することを決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

## ( ii ) 特別委員会における検討等の経緯

本特別委員会は、2025年8月6日より2025年10月30日までの間に合計13回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず、2025年8月6日、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての山田コンサル、並びにリーガル・アドバイザーとしての西村あさひについて、安原禎二氏ら及び当社からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザーと選任することを承認しております。また、本特別委員会は、必要に応じて当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとしました。さらに、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制についても、当社から説明を受けた上で、独立性の観点から問題がない旨も確認しております。

その上で、本特別委員会は、西村あさひから、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に当たっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

また、本特別委員会は、安原禎二氏ら及び当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、安原禎二氏及び公開買付者に対して書面で質問し、回答を受けた上で、山田コンサル及び西村あさひとともに、安原禎二氏及び公開買付者との面談によるヒアリング調査を行っております。これらによって、当社の経営環境・経営課題に対する安原禎二氏及び公開買付者の認識の確認、本取引の内容、背景、意義・目的、本取引後に検討している施策の内容、本取引及び当該施策が当社の企業価値に与える影響、安原禎二氏、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性その他本取引に関連する事項について、説明を受けるとともに、本取引の目的や背景、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等について質疑応答を行いました。

さらに、本特別委員会は、当社の事業計画について、安原禎二氏らから独立した者によって作成されていることを確認するとともに、当社から重要な前提条件について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しております。その上で、山田コンサルから、当社算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査を行いました。

また、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、2025年10月1日に安原禎二氏から本公開買付価格を1,170円とする提案を受領して以降、安原禎二氏と当社との間における本取引の条件に係る協議・交渉において、当社から本特別委員会に対して、その経緯及び内容等について適時・適切に報告を行った上で、本特別委員会は、山田コンサルによる当社株式の株式価値の算定結果、安原禎二氏との交渉方針等を踏まえた助言、並びに西村あさひからの本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を踏まえて、本公開買付価格についての検討を行い、交渉方針を当社に伝達する等、安原禎二氏との交渉過程に積極的に関与しております。

さらに、本特別委員会は、西村あさひから、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフト、並びに公開買付者が提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年10月30日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。本特別委員会の答申内容及び答申の理由の詳細については、本意見表明プレスリリースの別添1の本答申書をご参照ください。

- 1.本取引は当社の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は正当性・合理性を有するものと考えられる。
- 2.本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられる。
- 3.本取引の手続は公正であると考えられる。
- 4.本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。

5.上記1.から4.までを踏まえて当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、妥当であると考えられる。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認

当社は、山田コンサルより取得した当社算定書、西村あさひから得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、2025年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するものであるとともに、当社算定書の算定結果及び本公開買付価格のプレミアム水準、安原禎二氏及び公開買付者との交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、決議に参加した当社の取締役（取締役合計7名のうち、安原禎二氏らを除く取締役4名）の全員一致で決議いたしました。

上記の取締役会においては、当社の代表取締役社長である安原禎二氏は、公開買付者の代表取締役であり本取引後も継続して当社の経営に当たることを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、当社との間で利益が相反する可能性があることから、本取引の検討に関する議題の決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において安原禎二氏及び公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。そして、当社の代表取締役常務である新井隆太郎氏及び当社の取締役である原田桂子氏は、本取引後も継続して当社の経営に当たることを予定していることから、本取引において特別の利害関係を有しており、当社との間で利益が相反する可能性があることから、本取引の検討に関する議題の決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において安原禎二氏及び公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません（注5）。

（注5）但し、本取引の検討に関する議題の決議のうち、会社法第370条及び当社定款第27条に基づき取締役会決議があるとみなされたもの（具体的には、2025年12月5日付の取締役会決議（本臨時株主総会招集のための基準日の設定）及び2026年1月9日付の取締役会決議（本臨時株主総会の招集及び自己株式の消却））については、有効性に疑義が生じることを避けるため、安原禎二氏、新井隆太郎氏及び原田桂子氏からも同意書を取得しております。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、安原禎二氏らから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、安

原禎二氏らは、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する取締役会における決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において安原禎二氏及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。本取引に関する検討、交渉及び判断を行う当社の検討体制は、全て安原禎二氏らから独立性の認められる役職員9名（栗本倫行取締役、従業員8名）のみで構成することとし、本日に至るまでかかる取扱いを継続しております（注6）。

安原禎二氏及び公開買付者に対して提示し、かつ、山田コンサルが当社株式の株式価値の算定において基礎とする事業計画は、安原禎二氏らから独立した者によって作成されており、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けています。

また、かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。）は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

（注6）但し、本取引の検討に関する議題の決議のうち、会社法第370条及び当社定款第27条に基づき取締役会決議があるとみなされたもの（具体的には、2025年12月5日付の取締役会決議（本臨時株主総会招集のための基準日の設定）及び2026年1月9日付の取締役会決議（本臨時株主総会の招集及び自己株式の消却））については、有効性に疑義が生じることを避けるため、安原禎二氏、新井隆太郎氏及び原田桂子氏からも同意書を取得しております。

## ⑥ 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 本公開買付けの成立

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年11月4日から2025年12月16日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、2025年12月23日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社株式5,209,782株（所有割合：57.40%）を保有するに至っております。なお、同日時点の本不応募合意株主が所有する当社株式は3,174,820株（所有割合：34.98%）であり、公開買付者と本不応募合意株主が所有する当社株式は合計8,384,602株（所有割合：92.39%）となります。

(2) 剰余金の配当（中間配当）

当社は、2025年10月31日開催の取締役会の決議において、2025年9月30日を基準日として、株主に対して1株につき金6円00銭（総額54,454,020円）の剰余金の中間配当を行うことを決定いたしました。なお、効力発生日は2025年11月28日です。

(3) 自己株式の消却

当社は、2026年1月9日付の取締役会において、2026年3月9日付で当社の自己株式1,763,345株（2026年1月9日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、9,076,318株となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、第6条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (3) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株主の買増し請求）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものです。
- (4) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、公開買付者、ワイエス興産及び安原禎二氏のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第10条（基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年3月10日に発生するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                   | 変更案                                                          |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1条～第4条 (条文省略)                                                         | 第1条～第4条 (現行どおり)                                              |
| 第5条 (発行可能株式総数)<br>当会社の発行可能株式総数は、 <u>22,000,000</u> 株とする。               | 第5条 (発行可能株式総数)<br>当会社の発行可能株式総数は、 <u>28</u> 株とする。<br><br>(削除) |
| <u>第6条 (自己株式の取得)</u><br><u>当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> | (削除)                                                         |
| 第7条 (単元株式数)<br>当会社の単元株式数は、100株とする。                                     |                                                              |

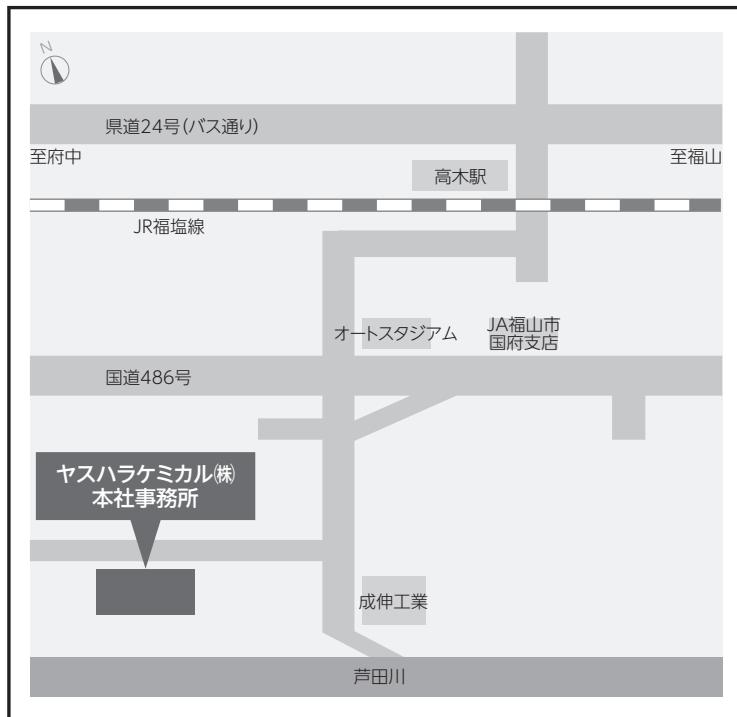
| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>第8条（単元未満株主の買増し請求）</u><br/> <u>当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</u><br/> <u>2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</u></p>                                               | (削除) |
| <p><u>第9条（単元未満株主の権利制限）</u><br/> <u>当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br/> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br/> (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利<br/> (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利<br/> (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p>                                               | (削除) |
| <p><u>第10条（基準日）</u><br/> <u>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u><br/> <u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</u></p> | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11条 (条文省略)                                                                                                                                                                                         | 第6条 (現行どおり)                                                                                                                                           |
| <p><b>第12条 (株式取扱規則)</b><br/>           株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し</u>、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>                        | <p><b>第7条 (株式取扱規則)</b><br/>           株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |
| 第13条～第14条 (条文省略)                                                                                                                                                                                    | 第8条～第9条 (現行どおり)                                                                                                                                       |
| <p><b>第15条 (電子提供措置等)</b><br/> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/> <u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> | (削除)                                                                                                                                                  |
| 第16条～第45条 (条文省略)                                                                                                                                                                                    | 第10条～第39条 (現行どおり)                                                                                                                                     |
| 附則<br>第1条 (条文省略)                                                                                                                                                                                    | 附則<br>第1条 (現行どおり)                                                                                                                                     |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 広島県府中市高木町1166番地  
ヤスハラケミカル株式会社 本社事務所 3階  
電話 0847(45)3530



### ●交通のご案内

- ・JR福塩線 高木駅下車 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。